

熊本県における災害時の医療提供体制について

熊本県健康福祉部健康局医療政策課
令和4年(2022年)11月17日(木)

平時における都道府県の役割

✓ 平時の災害医療体制を構築

※令和4年(2022年)4月25日 厚生労働省研修説明
資料より抜粋(2ページ~6ページ)

医療提供体制の確保に関する基本方針(平成19年厚生労働省告示第70号) (抄)

第一 医療提供体制の確保のため講じようとする施策の基本となるべき事項

二 医療提供体制の確保に関する国と都道府県の役割

安全で質が高く、効率的な医療提供体制を確保するためには、都道府県が中心となって、その医療計画に基づき自らの創意工夫で施策を企画立案及び実行し、国は都道府県の取組を支援することが必要である。

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(医政指発0330第9号厚生労働省医政局指導課長通知)

別紙) 疾病事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針 (抄)

災害時における医療体制の構築に係る指針

災害時における医療(以下「災害医療」という。)については、災害発生時に、災害の種類や規模に応じて利用可能な医療資源を可能な限り有効に使う必要があるとともに、平時から、災害を念頭に置いた関係機関による連携体制をあらかじめ構築しておくことが必要不可欠である。

(中略)

都道府県は、これらを踏まえつつ、「第3 構築の具体的な手順」に則して、地域の現状を把握・分析し、また必要となる医療機能を明確に理解した上で、地域の実情に応じて圏域を設定し、その圏域ごとの医療機関とさらにそれらの医療機関間の連携の検討を行い、最終的には都道府県全体で評価まで行えるようにする。

平時における都道府県の役割

○ 「5疾病5事業及び在宅医療」については、医療計画に明示し、医療連携体制を構築

5 疾病

(医療法第30条の4第2項第4号に基づき省令で規定)
→ 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

<医療法施行規則第30条の28>

- がん
- 脳卒中
- 急性心筋梗塞
- 糖尿病
- 精神疾患

5 事業 [=救急医療等確保事業]

(同項第5号で規定)

→ 医療の確保に必要な事業

- 救急医療
- 災害時における医療
- へき地の医療
- 周産期医療
- 小児医療(小児救急医療を含む)
- 上記のほか、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

考え方

- 患者数が多い、かつ、死亡率が高い等緊急性が高いもの
- 症状の経過に基づくきめ細かな対応が求められることから、医療機関の機能に応じた対応が必要なもの
- 特に、病院と病院、病院と診療所、さらには在宅へという連携に重点を置くもの

厚生労働省の施策

◎災害医療については、以下の体制整備に関し、重点的に取り組んでいるところである。

- ① 災害拠点病院の整備
- ② 災害派遣医療チーム(DMAT)等の体制整備
- ③ 災害時情報網(広域災害及び救急医療に関する情報システム)の整備

厚生労働省防災業務計画

第1編 第2章 第2節 災害時医療体制の整備(抄)

第3 災害拠点病院の整備

都道府県は、ヘリポート、災害時の患者受入機能、水・医薬品・医療機器の備蓄機能が強化され、応急用資機材の貸出し等により、地域の医療施設を支援する機能を有する災害時に拠点となる災害拠点病院を選定し、又は設置することにより、災害時医療体制の整備に努める。

第4 災害派遣医療チーム(DMAT)等の体制整備

1 厚生労働省医政局は、災害派遣医療チーム(DMAT)等の運用に係る体制を整備するため、日本DMAT活動要領を策定する。

第5 災害時情報網の整備

厚生労働省医政局、健康局及び社会・援護局障害保健福祉部並びに都道府県は、大規模災害発生時において医療機関における傷病者数等の状況等の被害の規模を推測するため、広域災害及び救急医療に関する情報システムにより、国・都道府県間、都道府県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

災害医療体制の経緯

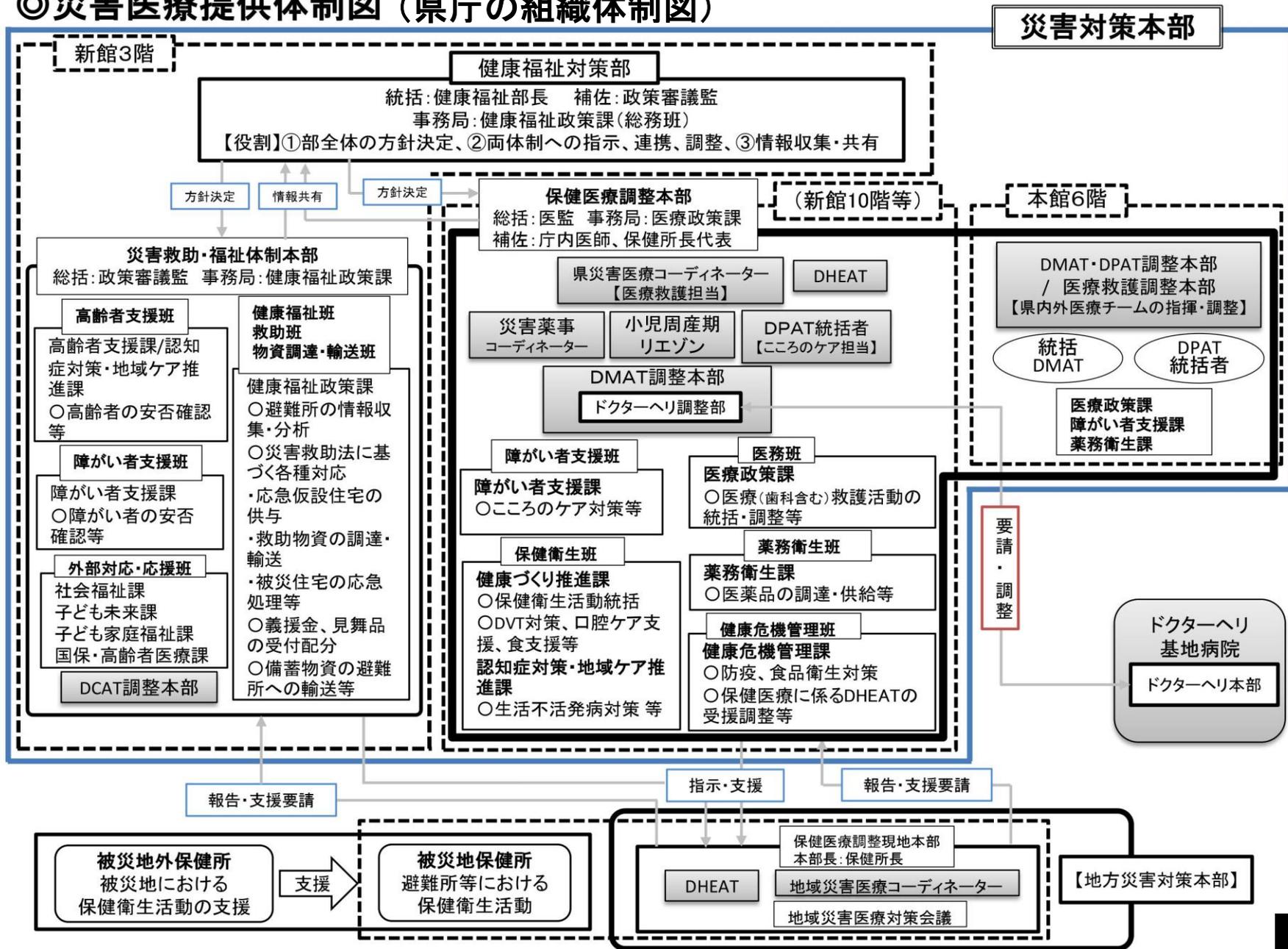
- 1995年 ◇ **阪神・淡路大震災**
- 「阪神・淡路大震災を契機とした災害医療体制のあり方に関する研究会」
－ 広域災害・救急医療情報システムの整備について 等
- 1996年 ● 「**災害時における初期救急医療体制の充実強化について**」(健康政策局長通知)
- － 広域災害・救急医療情報システムの整備 等
 - 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の運用開始
- 2001年 ● 「災害医療体制のあり方に関する検討会」
－ 日本版災害派遣医療チーム(DMAT)構想について 等
- 2005年 ● 災害派遣医療チーム(DMAT)の養成開始
- 2010年 ● DMAT事務局の設置
- 2011年 ◇ **東日本大震災**
- 「災害医療等のあり方に関する検討会」
－ 災害拠点病院について
－ DMATについて
－ 中長期における医療提供体制・その他について

災害医療体制の経緯

- 2012年 ● 「災害時における医療体制の充実強化について」(医政局長通知)
 - －都道府県における災害医療コーディネーターの設置
 - －災害拠点病院の指定要件を改正 等
- 2014年 ● DMATロジスティックス研修の開始
- 都道府県災害医療コーディネーター研修の開始
- 2016年 ◇ **平成28年熊本地震**
 - 「医療計画の見直し等に関する検討会」
 - －平成28年熊本地震の医療活動について
 - 「災害拠点病院指定要件の一部改正について」(医政局長通知)
 - －災害拠点病院の指定要件として、業務継続計画の策定等を追加
 - 小児周産期リエゾンの養成開始
- 2017年 ● 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(大臣官房厚生科学課長、医政局長他5部局連名通知)
 - －保健医療調整本部の設置
- 2018年 ● 「救急・災害医療提供体制等のあり方に関する検討会」
 - －DMAT事務局の体制整備について
 - －EMISのあり方について

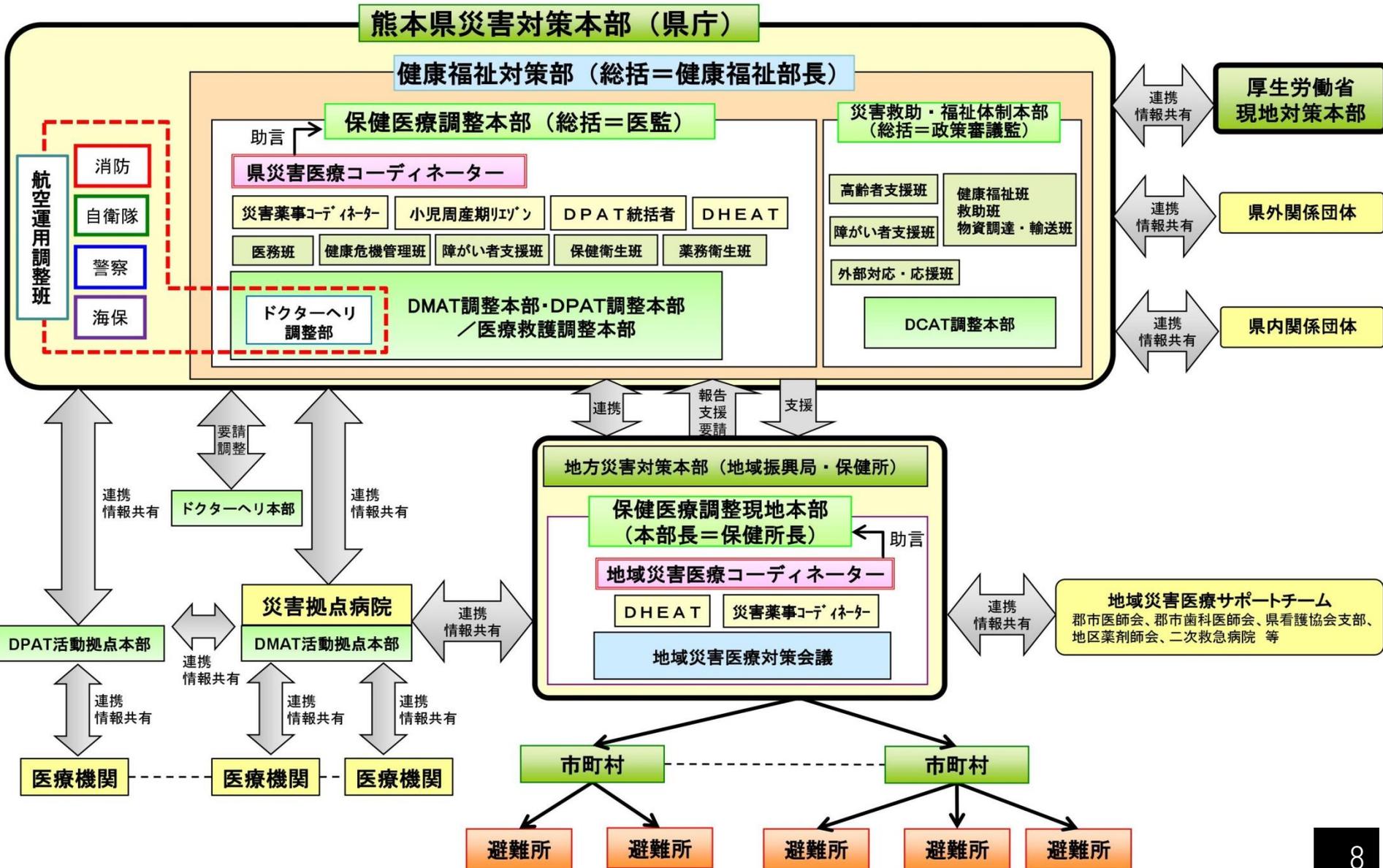
災害医療提供体制図

◎災害医療提供体制図（県庁の組織体制図）



災害医療提供体制図

※熊本県災害時医療救護マニュアル(第二版)より



災害医療提供体制/保健医療調整本部

○ 保健医療調整本部における県庁各課の役割分担

担当課	主な事務
医療政策課	医療救護活動の統括・調整 災害コーディネーター、小児周産期リエゾンの招集 DMAT派遣 医療救護チームの派遣（JMAT、歯科、看護等）
障がい者支援課	こころのケア対策 DPATの派遣
健康づくり推進課	保健衛生活動統括 DVT対策、口腔ケア支援、食支援
認知症対策・ケア推進課	生活不活発病対策
薬務衛生課	医薬品等の調達・供給 災害薬事コーディネーターの招集
健康危機管理課	防疫、食品衛生対策 DHEATの受援調整

協定の締結状況

○ 健康福祉部における災害時応援協定等締結一覧（主なもの）

NO	名称	協定先
1	熊本県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	熊大病院等
2	熊本県地域災害医療コーディネーターの派遣に関する協定	災害拠点病院、都市医師会等
3	熊本県災害派遣医療チーム（熊本DMAT）の派遣に関する協定	熊大病院、日赤等
4	熊本県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定	熊大病院、福田病院等
5	災害時の医療救護に関する協定	熊本県医師会
6	大規模災害時における災害支援活動に関する協定	熊本県歯科医師会
7	大規模災害時における災害支援活動に関する協定	熊本県看護協会
8	大規模災害時における災害支援活動に関する協定	熊本県柔道整復師会
9	熊本県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定	障害、老人保健施設団体
10	災害時等におけるNPO等のボランティア団体との連携・協力に関する協定	ボランティア団体
11	災害発生時における物資の緊急輸送等に係る協定	熊本県トラック協会等
12	災害応急対策に必要な用水の供給に関する協定	熊本県生コンクリート工業組合
13	熊本県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	熊本県社会福祉協議会
14	災害時における医療用機器・用具の修理・交換等に関する協定	熊本県医療機器協会
15	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	日本医療ガス協会熊本県支部
16	災害時における歯科用機器・用具の修理・交換等に関する協定	熊本県歯科用具商組合
17	熊本県薬事コーディネーターの派遣に関する協定	熊本県薬剤師会

災害時における被災地外からの医療・保健に関わるチームの一例 (熊本地震の体制を元に作成)

発災

急性期 (～48時間)

亜急性期 (48時間～1週間)

慢性期 (1週間以降)

都道府県保健医療調整本部

都道府県災害医療コーディネーター・災害時小児周産期リエゾン

保健所

地域災害医療コーディネーター

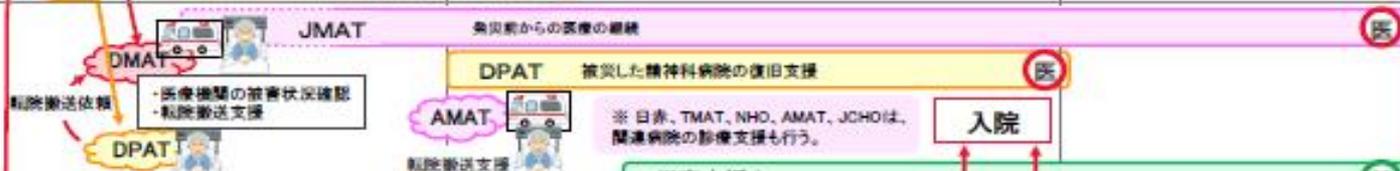
災害拠点病院

DMAT DMAT 当該医療機関で対応しきれない重症の被災者に対する医療支援 (医)

災害拠点精神科病院等

DPAT DPAT先遣隊 当該医療機関で対応しきれない精神疾患患者に対する医療支援等 (医)

一般病院
有床診療所

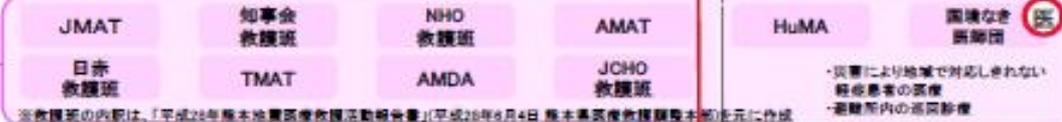


無床診療所

JMAT 医療機能の復帰支援 (医)

救護所

DPAT 精神科治療が必要な被災者の診療、入院調整 (医)



避難所

DMAT 被災者に対する予防等の公衆衛生活動 (医)

保健師等(自治体職員) 被災者に対する健康管理 (保)

DPAT 精神科治療が必要な被災者の診療、入院調整 (医)

心のケアチーム(都道府県等) 被災者に対するメンタルヘルスケア (保)

日赤こころのケアチーム 被災者に対する心障社会的支援 (保)

JRAT 被災者に対するリハビリテーション (保)

災害支援ナース 被災者に対する看護ケア (保)

介護施設
社会福祉施設
自宅
仮設住宅

JMAT 在宅医療を必要とする者への医療 (医)

DPAT 精神科治療が必要な被災者の診療、入院調整 (医)

心のケアチーム(都道府県等) 被災者に対するメンタルヘルスケア (保)

(自宅・仮設住宅) 保健師等(自治体職員) 被災者に対する健康管理 (保)

: 医療 医 : 医療行為
 : 精神 保 : 健康管理
 : 保健 : 患者搬送

被災地の既存の医療・保健資源へ順次移行

熊本県災害医療コーディネーターとは

熊本県災害医療コーディネーターとは

定義

◆大規模災害（※）発生時に、県の要請に応じ県庁内の県災害対策本部に出務し、災害状況に応じた適切な医療体制が構築されるよう県に対し助言を行う者

（※）大規模災害とは、県の災害対策本部（知事が本部長）が設置される規模の災害のこと

→県は、県内で震度6弱以上の地震を観測した場合、又は、県下に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生する恐れのある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くこととしている。

業務内容

◆災害状況に応じた適切な医療体制が構築されるよう助言

- ①県が行う災害医療対策に対する医療の専門的見地からの助言（平時から）
- ②被災地等における医療ニーズの把握及び分析
- ③DMATの派遣要否の検討、県が行うDMAT派遣要請の助言
- ④災害急性期における傷病者の受入医療機関の調整
- ⑤被災地等への医療救護班等の派遣調整
- ⑥県外からのDMAT、医療チーム等の受入調整
- ⑦その他知事が必要と認めた事項

業務の流れ（イメージ案）

フェーズ	業務内容	その他の機関の動き
フェーズ0 (~24H)	<ul style="list-style-type: none"> ・県からの要請を受け、県災害対策本部へ出務 ・県、市町村等が情報収集した被害状況等を基にDMAT派遣要否の検討及び県が行うDMAT派遣要請の助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置(県) ○被害状況等の情報収集(県、保健所、被災市町村、県医師会、災害拠点病院、消防、警察等)
フェーズ1 (24H ~ 72H)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害急性期における傷病者の受入医療機関の調整 ・被災地等への医療救護班等の派遣調整(市町村、被災地災害拠点病院等との連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ○救命、救急医療(DMAT、自衛隊、日赤、消防機関、災害拠点病院等医療機関等) ○医療救護班等の派遣ニーズ収集(県、保健所、市町村等)
フェーズ2 (72H~1,2週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・DMATから医療救護班等への引継ぎ ・被災地等への医療救護班等の派遣調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の対応(市町村等) ○こころのケア対策(市町村等)

熊本県災害医療コーディネーターの業務の流れ

大規模災害発生

県庁

災害医療コーディネーター

①災害対策本部の設置

- 危機管理部局等から本部設置の連絡①
(危機管理部局→医療政策課へ)
- 本部内に医療救護対策室設置
(健康福祉部長がトップ)
- 県災害医療コーディネーターへ参集要請
② (医療政策課長→県コーディネーター)

- 参集の可否判断・県へ報告
(県コーディネーター→医療政策課長)
- 県庁(県災害対策本部※)へ参集③
※県庁新館10階

②県からの参集要請

③県庁への参集

④情報収集・分析等

- 災害対策本部内で、被災市町村、保健所、医師会等関係団体、災害拠点病院等から医療機関等の被災状況の情報収集、分析等
(電話、EMIS等を活用)④

- 被災地等における医療ニーズの把握、分析(随時)④
- 県災害医療コーディネーターとして災害状況に応じた適切な医療体制が構築されるよう助言⑤

⑤災害状況に応じた適切な医療体制が構築されるよう助言

県災害医療コーディネーターの業務内容

- 1 県が行う災害医療対策に対する医療の専門的見地からの助言
- 2 被災地等における医療ニーズの把握及び分析
- 3 DMATの派遣要否の検討、県が行うDMAT派遣要請の助言
- 4 災害急性期における傷病者の受入医療機関の調整
- 5 被災地等への医療救護班等の派遣調整
- 6 県外からのDMAT、医療チーム等の受入調整
- 7 その他知事が必要と認めた事項

地域災害医療コーディネーターの出務

県災害医療
コーディネーター

■ 発災直後の超急性期から移行期まで県庁に出務し、県全体の災害医療体制の統括・調整に関し活動

■ D M A T 撤収後医師会等の医療チームが活動する急性期以降において県庁に出務し、県全体の災害医療体制の統括・調整に関し活動

情報共有
支援要請・応諾

地域災害医療
コーディネーター

■ 発災直後の超急性期から移行期まで保健所等に出務し、当該保健所管轄区域内の医療救護活動の統括・調整に関し活動

■ D M A T 撤収後医師会等の医療チームが活動する急性期以降において保健所等に参集し、当該保健所管轄区域内の医療救護活動の統括・調整に関し活動

地域災害医療コーディネーターの役割

役割

■ 災害時に保健所等に参集し、保健所長（保健医療調整現地本部長）のもとで、次の医療救護活動を統括・調整

- ◇被災地の医療ニーズの把握及び分析
- ◇派遣された医療チームや自主的に参集した医療チームの保健所管轄区域内での効果的な配置・調整
- ◇保健所管轄区域内での傷病者の受入医療機関の調整
- ◇その他知事が必要と認める事項

■ 被災地の地域災害医療コーディネーターの応援、代行

※ 県が必要に応じて、県災害医療コーディネーターの助言に基づき、被災地外の地域災害医療コーディネーターへ派遣を要請する。

■ 県災害医療コーディネーターとの情報共有、支援要請・応諾

■ 各保健所管轄区域での具体的な災害医療対策に対する助言や、地域で開催される災害医療研修・訓練等への助言

災害拠点病院の整備(15病院)



基幹災害拠点病院とは、地域災害拠点病院の機能、県全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を有し、県が指定した病院のこと。
 →**県内に1病院(熊本赤十字病院)**

地域災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受入機能、DMAT等の受入れ・派遣機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能を有し、県が指定した病院のこと。
 →**県内に14病院**

- ...7月豪雨でDMAT活動拠点本部を担った病院
- ・熊本労災病院(県南保健医療調整本部)
 - ・水俣市立総合医療センター(葦水保健医療調整本部)
 - ・人吉医療センター(人吉・球磨保健医療調整本部)

DMATの出動基準等について

DMATとは

※DMATとは…災害の発生直後の急性期（48H）に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた自己完結型の災害派遣医療チームをいう。

本県の整備状況

- 熊本DMATを、平成20年から整備開始。
- 現在、県内に35チームを整備済。
- 全二次医療圏域の災害拠点病院に設置済。

統括DMATとは

【統括DMATの定義（厚労省）】

○大規模災害発生時に被災地域内の災害現場、患者が集中した災害拠点病院や広域医療搬送拠点（SCU）等において、参集したDMATを有機的に組織化し、指揮・命令を行うとともに消防、自衛隊、自治体災害対策本部等関係機関との調整などを適切かつ速やかに行う者

【以下のすべての条件を満たす者】

- ①日本DMAT隊員として登録されている医師
- ②平時において、地方公共団体の防災計画等の策定、防災訓練等の企画立案に携わった経験のある者
- ③災害時に被災地において、地方公共団体、消防等の関係機関との調整、情報共有が適切に行えらるとともに、経時的に変化する被災地の状況に柔軟に対処し、DMATに対する適切な指示が行えらると見込まれる者

DMAT出動基準

※県は、以下の出動基準に基づき、熊本DMATの派遣が必要と認められるときは、派遣を要請する。

<県要綱基準>

- ①県内で、災害により20名以上の重症・中等症の傷病者の発生が予想される場合
- ②国又は他の都道府県から熊本DMATへの派遣要請があった場合
- ③その他、熊本DMATが出動し対応することが災害時の救命救急に効果的であると、特に認められる場合

<国要領基準>

- ①震度6弱以上の地震又は死者が2名以上50人未満若しくは傷病者数が20人以上見込まれる災害
→管内DMAT
- ②震度6強の地震又は死者数が50人以上100人未満が見込まれる災害
→管内DMAT、被災県の隣接県、九州・沖縄ブロック各県
- ③震度7の地震又は死者数が100人以上見込まれる災害
→②に加え、隣接ブロック（中国、四国）県に要請
- ④南海トラフ地震（東海地震、東南海・南海地震を含む）又は首都直下型地震
→管内DMAT及び全都道府県

**大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について
(令和4年(2022年)7月22日付け大臣官房厚生科学課長他6部局連名通知)**

【保健医療調整本部から保健医療福祉調整本部へ】

保健医療のみでは災害時の福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部が保健医療福祉調整本部とされました。

※ 通知文内「連絡窓口の設置」にDHEAT、JRAT等福祉部門の関係機関も明記